

別紙 3 業務実施体制

1. 各業務の業務責任者

各業務の業務責任者の役割等は、以下のとおりである。

表 1 業務責任者の役割・条件と兼務可能な組み合わせ

| 業務責任者 | | | | | | | | | | |
|--------------------------|--------|--|---|--------------------------|----|----|------|------|------|----|
| 名称 | 担当業務 | 役割 | 条件等 | 兼務可能な業務責任者 ^{※1} | | | | | | |
| | | | | 統括管理 | 設計 | 建設 | 工事監理 | 開業準備 | 維持管理 | 運営 |
| 統括管理業務責任者 ^{※2} | 統括管理業務 | 本市と事業者間の調整、個別業務間の調整等、本事業を統括し円滑に推進する役割を担う | ・ 代表企業が直接雇用する正社員 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● |
| 統括管理業務副責任者 ^{※2} | | 統括管理業務副責任者は、統括管理業務責任者を補佐するとともに、責任者の代理としての役割を担う | ・ 代表企業が直接雇用する正社員 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● |
| 設計業務責任者 | 設計業務 | 設計業務期間中、設計業務を総合的に把握し、業務の調整と管理を行う | ・ 建築設計業務または公園設計業務を行う者に対する入札参加資格要件として示す設計実績と同等の実績や経験を有する者 ・ 設計業務を担当する企業に属する社員 | ● | — | × | ○ | × | × | × |
| 建設業務責任者 | 建設業務 | 建設業務期間中、建設業務を総合的に把握し、業務の調整と管理を行う | ・ 建設業務を担当する企業に属する社員 | ● | × | — | × | × | × | × |
| 工事監理業務責任者 | 工事監理業務 | 工事監理業務期間中、工事監理業務を総合的に把握し、業務の調整と管理を行う | ・ 工事監理業務を担当する企業に属する社員 | ● | ○ | × | — | × | × | × |
| 開園準備業務責任者 | 開園準備業務 | 開園準備期間中、開園準備業務を総合的に把握し、業務の調整と管理を行う | ・ 開園準備業務を担当する企業に属する社員 | ● | × | × | × | — | ○ | ○ |
| 維持管理業務責任者 | 維持管理業務 | 維持管理期間中、維持管理業務を総合的に把握し、業務の調整と管理を行う | ・ 維持管理業務を担当する企業に属する社員 | ● | × | × | × | ○ | — | ○ |
| 運營業務責任者 | 運營業務 | 運營業務期間中、運營業務を総合的に把握し、業務の調整と管理を行う | ・ 運營業務を担当する企業に属する社員 | ● | × | × | × | ○ | ○ | — |

※1 ●：担当する業務責任者が代表企業の場合に兼務可能な業務責任者

○：担当する業務責任者が兼務することができる業務責任者

×：担当する業務責任者が兼務することができない業務責任者

※2 統括管理業務責任者等を除く各業務責任者が兼務することができる業務責任者は決まっていることから、一人の統括管理責任者もしくは統括管理業務副責任者がすべての業務責任者を兼務することはできない。

2. 業務ごとの担当責任者

業務ごとの担当責任者は、以下のとおりである。

表 2 設計業務の担当責任者等の役割と兼務に関する条件

| 業務責任者 | | | |
|-------------|--------|----------------------------------|---|
| 名称 | 担当業務 | 役割 | 兼務に関する条件 |
| 設計業務責任者 | 設計業務 | 設計業務期間中、設計業務を総合的に把握し、業務の調整と管理を行う | 設計業務責任者の所属する企業が建築設計業務及び公園設計業務を担当する場合、当該個別業務の担当責任者を兼務することができる |
| 担当責任者 | | | |
| 名称 | 担当業務 | 役割 | 兼務に関する条件 |
| 建築設計業務担当責任者 | 建築設計業務 | 建築設計業務を計画に基づき実施する | 1社が建築設計業務及び公園設計業務を担当する場合は、当該個別業務の要求水準を満たすことを前提として、建築設計業務及び公園設計業務の担当責任者を兼務することができる |
| 公園設計業務担当責任者 | 公園設計業務 | 公園設計業務を計画に基づき実施する | |

表 3 建設業務の担当責任者等の役割と兼務に関する条件

| 業務責任者 | | | |
|---------------|----------|----------------------------------|---|
| 名称 | 担当業務 | 役割 | 兼務に関する条件 |
| 建設業務責任者 | 建設業務 | 建設業務期間中、建設業務を総合的に把握し、業務の調整と管理を行う | 建設業務責任者の所属する企業が建築物の建設業務及び公園の建設業務を担当する場合、当該個別業務の担当責任者を兼務することができる |
| 担当責任者 | | | |
| 名称 | 担当業務 | 役割 | 兼務に関する条件 |
| 建築物の建設業務担当責任者 | 建築物の建設業務 | 建築物の建設業務を計画に基づき実施する | 1社が建築物の建設業務及び公園の建設業務を担当する場合は、当該個別業務の要求水準を満たすことを前提として、建築物の建設業務及び公園の建設業務の担当責任者を兼務することができる |
| 公園の建設業務担当責任者 | 公園の建設業務 | 公園の建設業務を計画に基づき実施する | |

表 4 工事監理業務の担当責任者等の役割と兼務に関する条件

| 業務責任者 | | | |
|-----------------|------------|--------------------------------------|---|
| 名称 | 担当業務 | 役割 | 兼務に関する条件 |
| 工事監理業務責任者 | 工事監理業務 | 工事監理業務期間中、工事監理業務を総合的に把握し、業務の調整と管理を行う | 工事監理業務責任者の所属する企業が建築物の建設業務及び公園の建設業務を担当する場合、当該個別業務の担当責任者を兼務することができる |
| 担当責任者 | | | |
| 名称 | 担当業務 | 役割 | 兼務に関する条件 |
| 建築物の工事監理業務担当責任者 | 建築物の工事監理業務 | 建築物の工事監理業務を計画に基づき実施する | 1社が建築物の工事監理業務及び公園の工事監理業務を担当する場合は、当該個別業務の要求水準を満たすことを前提として、建築物の工事監理業務及び公園の工事監理業務の担当責任者を兼務することができる |
| 公園の工事監理業務担当責任者 | 公園の工事監理業務 | 公園の工事監理業務を計画に基づき実施する | |

表 5 維持管理業務の担当責任者等の役割と兼務に関する条件

| 業務責任者 | | | |
|--------------------|---------------|------------------------------------|--|
| 名称 | 担当業務 | 役割 | 兼務に関する条件 |
| 維持管理業務責任者 | 維持管理業務 | 維持管理期間中、維持管理業務を総合的に把握し、業務の調整と管理を行う | 維持管理業務責任者の所属する企業が複数の個別業務を担当する場合、当該個別業務の担当責任者を兼務することができる |
| 担当責任者 | | | |
| 名称 | 担当業務 | 役割 | 兼務に関する条件 |
| 清掃業務担当責任者 | 清掃業務 | 清掃業務を計画に基づき実施する | 1社が複数の個別業務を担当する場合は、当該個別業務の要求水準を満たすことを前提として、当該個別業務の担当責任者を兼務することができる |
| 環境衛生管理業務担当責任者 | 環境衛生管理業務 | 環境衛生管理業務を計画に基づき実施する | |
| 警備業務担当責任者 | 警備業務 | 警備業務を計画に基づき実施する | |
| 建築物等保守管理業務担当責任者 | 建築物等保守管理業務 | 建築物等保守管理業務を計画に基づき実施する | |
| 建築設備保守管理業務担当責任者 | 建築設備保守管理業務 | 建築設備保守管理業務を計画に基づき実施する | |
| 屋外施設保守管理業務担当責任者 | 屋外施設保守管理業務 | 屋外施設保守管理業務を計画に基づき実施する | |
| 樹木・植栽等管理業務担当責任者 | 樹木・植栽等管理業務 | 樹木・植栽等管理業務を計画に基づき実施する | |
| 防災施設管理業務担当責任者 | 防災施設管理業務 | 防災施設管理業務を計画に基づき実施する | |
| 什器備品管理業務担当責任者 | 什器備品管理業務 | 什器備品管理業務を計画に基づき実施する | |
| 修繕・更新業務担当責任者 | 修繕・更新業務 | 修繕・更新業務を計画に基づき実施する | |
| 長期修繕業務策定業務担当責任者 | 長期修繕計画策定業務 | 長期修繕計画策定業務を計画に基づき実施する | |
| エネルギーマネジメント業務担当責任者 | エネルギーマネジメント業務 | エネルギーマネジメント業務を計画に基づき実施する | |

※ 上記に示す業務責任者及び担当責任者は、業務に精通し、関連する資格等を保有する者であることが望ましい。

※ 維持管理業務の各作業に従事する者は、それぞれの作業に応じ、必要な資格を有する者を配置すること。

表 6 運營業務の担当責任者等の役割と兼務に関する条件

| 業務責任者 | | | |
|---------------------------|----------------------|----------------------------------|--|
| 名称 | 担当業務 | 役割 | 兼務に関する条件 |
| 運營業務責任者 | | 運營業務期間中、運營業務を総合的に把握し、業務の調整と管理を行う | 運營業務責任者の所属する企業が複数の個別業務を担当する場合、当該個別業務の担当責任者を兼務することができる |
| 担当責任者 | | | |
| 名称 | 担当業務 | 役割 | 兼務に関する条件 |
| 施設利用管理業務担当責任者 | 施設利用管理業務 | 施設利用管理業務を計画に基づき実施する | 1社が複数の個別業務を担当する場合は、当該個別業務の要求水準を満たすことを前提として、当該個別業務の担当責任者を兼務することができる |
| スポーツ振興・健康増進プログラム実施業務担当責任者 | スポーツ振興・健康増進プログラム実施業務 | スポーツ振興・健康増進プログラム実施業務を計画に基づき実施する | |
| 各種スポーツ大会・イベント開催支援業務担当責任者 | 各種スポーツ大会・イベント開催支援業務 | 各種スポーツ大会・イベント開催支援業務を計画に基づき実施する | |
| スポーツ団体の育成支援業務担当責任者 | スポーツ団体の育成支援業務 | スポーツ団体の育成支援業務を計画に基づき実施する | |
| 交流・地域イベントに関する業務担当責任者 | 交流・地域イベントに関する業務 | 交流・地域イベントに関する業務を計画に基づき実施する | |
| 防災に関する業務担当責任者 | 防災に関する業務 | 防災に関する業務を計画に基づき実施する | |
| 広報・情報発信業務担当責任者 | 広報・情報発信業務 | 広報・情報発信業務を計画に基づき実施する | |
| 駐車場・駐輪場管理業務担当責任者 | 駐車場・駐輪場管理業務 | 駐車場・駐輪場管理業務を計画に基づき実施する者 | |
| 自動販売機管理業務担当責任者 | 自動販売機管理業務 | 自動販売機管理業務を計画に基づき実施する者 | |
| スポーツ用品貸出・販売業務担当責任者 | スポーツ用品貸出・販売業務 | スポーツ用品貸出・販売業務を計画に基づき実施する | |
| 問合せ対応業務担当責任者 | 問合せ対応業務 | 問合せ対応業務を計画に基づき実施する | |
| 総務業務担当責任者 | 総務業務 | 総務業務を計画に基づき実施する | |

※ 上記に示す業務責任者及び担当責任者は、業務に精通し、関連する資格等を保有する者であることが望ましい。

※ 運營業務の各作業に従事する者は、それぞれの作業に応じ、必要な資格を有する者を配置すること。

3. 事業期間中に開催する会議等

事業期間中に定期的に開催する会議等は、以下のとおりである。

表 7 関係者協議会の概要

| 協 議 会 | |
|--------------|---|
| 名称 | (仮称) 糸島市運動公園関係者協議会 |
| 構成 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 本市 ・ 統括管理業務責任者、統括管理業務副責任者 ・ 個別業務の業務責任者 (必要に応じて担当責任者が同席) |
| 開催時期・回数 | 事業期間中、定期的に定例会、必要に応じて臨時会を開催 (事業者の提案による) |
| 主な対応事項 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 業務実施上の問題・課題解決のための協議 ・ 本市と構成企業の意見交換 ・ 業務の進捗報告 等 |
| 備考 | 事業者が設置し、統括管理業務責任者等が運営を実施する。 |

表 8 調整会議の概要

| 調 整 会 議 | |
|----------------|---|
| 名称 | (仮称) 糸島市運動公園運営調整会議 |
| 構成 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 本市 ・ 糸島市体育協会等の団体 ・ 統括管理業務責任者、統括管理業務副責任者 ・ 開業準備業務責任者又は運営業務責任者 (必要に応じて維持管理業務責任者) |
| 開催時期・回数 | 開園準備業務期間及び運営業務期間中、必要に応じて開催 (事業者の提案による) |
| 主な対応事項 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 個別業務の実施内容の説明 等 ・ 予約受付等の調整 |
| 備考 | 事業者が設置し、開園準備業務責任者又は運営業務責任者が運営を実施する。 |